

改正案	現 行
(削除)	<p style="text-align: center;"><u>経 済 産 業 省</u></p> <p style="text-align: right;">平成17・02・21原院第1号 平成17年4月1日</p> <p style="text-align: center;">認定学校に係る認定等の運用について（内規）</p> <p style="text-align: right;">経済産業省原子力安全・保安院長 松永 和夫</p> <p>電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条第1項に規定する認定学校に係る認定等の運用について（内規）を、別添のとおり定める。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;"><u>平成22・03・29原院第4号</u></p> <p>電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条第1項に規定する教育施設に係る認定等の運用について（内規）を次のように制定する。</p> <p style="text-align: center;"><u>平成22年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭</u></p> <p><u>電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条第1項に規定する教育施設に係る認定等の運用について（内規）</u></p> <p>（学校認定の事務処理）</p> <p>1. 産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長又は那覇産業保安監督事務所長を含む。）が行う、<u>電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）第1条第3項の規定に基づく学校認定申請書（以下「申請書」という。）の処理については次による。</u></p> <p>（1）審査の結果、電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準に関する告示（平成22年経済産業省告示第71号。以下「認定基準」という。）に適合すると認められるものについては、<u>省令第1条第1項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けた教育施設（以下「認定校」という。）として認定し、官報掲載依頼を原子力安全・保安院長あて進達すること。</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>（単位取得証明書）</p> <p>3. 申請書及び変更届出書（<u>省令第1条の2第3号の変更に係るものに限る。</u>）を受理する場合は、<u>省令様式第7の単位取得証明書を添付するよう指導し、記載方法が正しいことを確認する。</u>また、単位取得証明書の発行に当たっては、常に学校認定の際に定められた様式に従うよう指導すること。</p>	<p style="text-align: right;">（別添）</p> <p style="text-align: center;"><u>認定学校に係る認定等の運用について（内規）</u></p> <p>上記の件について、<u>電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52条。以下「省令」という。）第1条第1項に規定する認定学校に係る認定等の運用について、以下のとおり定める。</u></p> <p><u>なお、平成17年4月1日付け「認定学校に係る認定等の運用について（内規）」（平成17・02・21原院第1号）は廃止する。</u></p> <p>（学校認定の事務処理）</p> <p>1. 産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長又は那覇産業保安監督事務所長を含む。）は、<u>省令第1条第3項の規定に基づく学校認定申請書（以下「申請書」という。）の処理については次による。</u></p> <p>（1）審査の結果、<u>電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条第1項の規定による電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準（平成14・2・22原第5号。以下「認定基準」という。）に適合すると認められるものについては、<u>省令第1条第1項に規定する経済産業大臣の認定を受けた教育施設（以下「認定校」という。）として認定し、官報掲載依頼を原子力安全・保安院長あて進達すること。</u></u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>（単位取得証明書）</p> <p>3. 申請書及び変更届出書（<u>省令第1条の2第3号の変更に係るものに限る。</u>）を受理する場合は、<u>省令様式第7の単位取得証明書を添付するよう指導し、記載方法が正しいことを確認する。</u>また、単位取得証明書の発行に当たっては、常に学校認定の際に定められた様式に従うよう指導すること。</p>

改正案	現 行
<p>(単位取得証明書様式の書き方)</p> <p>4. 単位取得証明書の書き方は次によること。 (1) 科目欄は、必ず開設しなければならない授業内容の科目を記載させ、科目欄は、その他の授業内容の科目を記載させること。 (2) ~ (5) (略)</p> <p>(実験設備等に関する審査について)</p> <p>5. 認定基準第1条第4号の規定に係る審査は、以下のとおり行うものとする。 (1) 実験設備及び実習設備(以下「実験設備等」という。)の設置数については、生徒又は学生等一人一人に対する授業の質を確保する観点から、生徒数又は学生数等及び班分けの方法等授業の実施体制から総合的に判断し、適切に実験又は実習を行うために必要な数を設置していることを確認すること。また、認定校が、実験設備等の設置数を減らす場合においても、合理的な理由があることを確認すること。 (2) 実験設備等を借用のものとする場合は、賃借に関する契約書等の写しを提出させ、認定校が必要とするときに確実に使用できることを確認すること。</p> <p>(学校認定申請時期)</p> <p>6. (略)</p> <p>(認定等に係る立入調査)</p> <p>7. 申請又は届出後の立入調査の実施 (1) 認定申請に係るものにあつては、書面審査において認定基準を満たしている場合、当該施設等に立入調査を実施し、認定基準に適合しているか調査すること。6.のただし書きの場合には、その立入調査の時期は、認定を行おうとする入学年次の生徒又は学生等が卒業する年度までに行うこと。 (2) (略)</p> <p>(立入調査)</p> <p>8. 認定校の立入調査の実施について、産業保安監督部(産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。)ごとに年度計画を定め、定期的(5年に1度以上)に立入調査(以下「定期立入調査」という。)を行うこと。また、産業保安監督部長は、必要があると認めるときは、臨時に立入調査(以下「臨時立入調査」という。)を行うものとする。 ただし、7.で規定する立入調査及び臨時立入調査は、定期立入調査に代えることができる。なお、同一の学校法人又は準学校法人が同一又は隣接して構内に2以上の認定校を有する場合は、原則として同時に行うこととする。</p> <p>(データの作成と保管及び管理)</p> <p>9. (略)</p> <p>(立入調査の事務処理要領)</p> <p>10. (略)</p>	<p>(単位取得証明書様式の書き方)</p> <p>4. 単位取得証明書の書き方は次によること。 (1) 科目欄は、必ず開設しなければならない授業科目を記載させ、科目は、その他の授業科目を記載すること。 (2) ~ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(学校認定申請時期)</p> <p>5. (略)</p> <p>(認定等に係る立入調査)</p> <p>6. 申請又は届出後の立入調査の実施 (1) 認定申請に係るものにあつては、書面審査において認定基準を満たしている場合、当該施設等に立入調査を実施し、認定基準に適合しているか調査すること。5.のただし書きの場合、その立入調査の時期は、認定を行おうとする入学年次の学生又は生徒が卒業する年度までに行うこと。 (2) (略)</p> <p>(立入調査)</p> <p>7. 認定校の立入調査の実施について、産業保安監督部(産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。)毎に年度計画を定め、定期的(5年に1度以上)に立入調査(以下「定期立入調査」という。)を行うこと。また、産業保安監督部長は、必要があると認めるときは、臨時に立入調査(以下「臨時立入調査」という。)を行うものとする。 ただし、6.で規定する立入調査及び臨時立入調査は、定期立入調査に代えることができる。なお、同一の学校法人又は準学校法人が同一又は隣接して構内に2以上の認定校を有する場合は、原則として同時に行うこととする。</p> <p>(データの作成と保管及び管理)</p> <p>8. (略)</p> <p>(立入調査の事務処理要領)</p> <p>9. (略)</p>

改正案	現 行
<p>(調査通知) (1) 産業保安監督部長は、立入調査を実施する場合は、学校側と日時等について調整の上、<u>あらかじめ様式3により文書にて学校等の長に通知すること。</u></p> <p>(調査立会) (2) (略) (3) (略)</p> <p>(調査の中止) (4) 調査官は立入りの拒否、事故その他の事情により調査が困難となった場合は、調査を中止すること。 (5) ~ (6) (略) (7) 産業保安監督部長は、<u>7. で規定する立入調査又は定期立入調査若しくは臨時立入調査による結果を、一括して取りまとめ保管するとともに(10年保存)、7. で規定する立入調査にあつては立入調査後に、定期立入調査又は臨時立入調査に係るものにあつては当該年度終了後1か月以内に原子力安全・保安院長に写しを送付すること。</u></p> <p>(調査結果の改善指示等) <u>11. (略)</u> <u>12. (略)</u> <u>13. 産業保安監督部長は、認定校が認定基準に適合せず、かつ、11. の改善指示に従わなかった場合は、省令第1条の3の規定に基づく処分を行うこと。</u></p> <p>(高等学校における総合学科制度の導入に伴う手続) <u>14. (略)</u></p> <p>附 則 <u>1. この内規は平成22年4月1日から施行する。</u> <u>2. 「認定学校に係る認定等の運用について(内規)」(平成17年4月1日付け平成17・02・21原院第1号)は、廃止する。</u></p>	<p>(調査通知) (1) 産業保安監督部長は、立入調査を実施する場合は、学校側と日時等について調整の上、<u>予め様式3により文書にて学校等の長に通知すること。</u></p> <p>(調査立会い) (2) (略) (3) (略)</p> <p>(調査の中止) (4) 調査官は立入りの拒否、事故その他の事情により調査が困難となった場合は、調査を中止すること。 (5) ~ (6) (略) (7) 産業保安監督部長は、<u>認定若しくは変更に係る立入調査又は定期若しくは臨時立入調査による結果を、一括して取りまとめ保管するとともに(10年保存)、認定若しくは変更に係るものにあつては立入調査後に、又は、定期若しくは臨時に係るものにあつては当該年度終了後1か月以内に原子力安全・保安院長に写しを送付すること。</u></p> <p>(調査結果の改善指示等) <u>10. (略)</u> <u>11. (略)</u> <u>12. 産業保安監督部長は、認定校が認定基準に適合せず、かつ、10. の改善指示に従わなかった場合は、省令第1条の3の規定に基づく処分を行うこと。</u></p> <p>(高等学校における総合学科制度の導入に伴う手続) <u>13. (略)</u></p> <p>(新設)</p>

改正案

現行

様式1～6(略)

様式1～6(略)